

仕 様 書

1 工事仕様

- (1) 本記仕様書は、福岡有明海漁業協同組合連合会が発注する「令和8年度汚濁防止膜設置等工事」(以下「工事」という。)に適用する。
- (2) 本工事は、汚濁防止膜設置、管理、撤去工事及び土砂投入管理業務を行うものである。
- (3) 本工事は、設計図書及び本記仕様書による、これに定めのない事項については、「工事請負契約約款」及び福岡県県土整備部の「土木共通仕様書」及び「土木工事施工管理の手引き」によるものとする。なお、疑義が生じた場合は、その都度、監督員と協議するものとする。
- (4) 本工事は、漁業者と密接な関係があるため、施工・工程・品質管理については、監督員と協議するものとする。
- (5) 本工事は、有明海内のり養殖区画での施工である為、有明海の状況を熟知しており、近年法令等に違反していない業者であること。また、施工に際しては、関係法令を遵守し、工事を行わなければならない。

2 管理用基準

基準面：三池港基準面とする。

3 支給材及び貸与物件

なし

4 施工場所（別紙位置図参照）

福岡県地先有明海内 のり養殖区画 有区第14号(3)

5 工期

契約締結日から令和8年8月31日までとする。

なお、汚濁防止膜設置・管理及び土砂投入管理業務期間は、以下のとおりとする。

(浚渫工事1) 令和8年7月20日～令和8年8月20日迄 (30日間)

※土砂投入管理業務 あり

(浚渫工事2) 令和8年7月 1日～令和8年7月19日迄 (20日間)

※土砂投入管理業務 なし

6 施工方法

- (1) 汚濁防止膜設置・管理・撤去周辺海域汚濁防止のため、土砂投入期間中は、別添図に示す位置に汚濁防止膜をクレーン付台船及び潜水土により、アンカーブロックを使用し、海上設置するも

のとする。なお、設置期間は、令和8年7月1日～8月20日間を想定している。

また、土砂投入完了後、汚濁防止膜については、8月末までに撤去しなければならない。汚濁防止膜設置で使用する材料は、浚渫土砂を利用した漁場造成期間中に耐えうる十分な構造規格でなければならない。

【汚濁防止膜仕様】

- ・垂下式 連続フロート 径 Φ400mm (20m×6m×15 スパン)
- ・カーテン長 6.00m カーテン生地 #500 (引張強さ 基準値以上)
- ・ウエイト (チェーン質重 5～10kg/m)

汚濁防止膜使用に際しては、事前に材料承認(検査)願いを提出後、汚濁防止膜組立後、使用前に監督員の立合確認を受けて使用する。

(2) 汚濁防止膜保守管理

汚濁防止膜設置期間中は、10日に1回、海上目視によるカーテンの破損及び天端フロート点検等の点検を行うものとする。なお、異常が発見された場合は、速やかに報告するとともに、監督員の指示に従い復旧する。

(3) 灯浮標設置・撤去

灯浮標の設置・撤去は、汚濁防止膜と同時期に行うものとする。

灯浮標は、全基において同期点滅させるものとする。

設置期間中の点検は、汚濁防止膜保守管理に準じ管理し、土砂投入完了後は、汚濁防止膜撤去に合わせて撤去しなければならない。

(4) 土砂投入管理

浚渫土砂の土砂投入管理期間は、令和8年7月20日～8月20日間を想定している。

投入管理については、土砂投入開始前に深淺測量を実施し、投入計画を策定し、区域内の地盤高を不均等にならない様にする目的の為、区域内に投入目印旗を設置し、日々の投入管理を行うこと。土砂投入の際は、投入指示船及び監視船の指示に従い、土砂投入を行うこととする。

土砂投入完了後は、区域内の目印旗は、速やかに撤去しなければならない。

(5) 深淺測量

深淺測量は、着工前と後に音響測深機を用いて行うものとし、着工前は、土砂投入区域の現地盤の現状確認に努め、成果を整理し、監督員と協議し、土砂投入管理に活用する。また、着工後は、土砂投入完了後に実施し、土砂投入数量の把握及び投入後の現地盤の確認を行う。なお、着工前の報告により、計画土砂投入数量と差異が生じた場合は、監督員と協議を行い、その指示によるところによる。

7 施工管理

1-(3)に準拠し、必要項目について、施工管理を行うものとする。

8 工程関係

本工事が定められた工期に完了するように計画工程表を作成し、日々の工事進捗状況の把握に努め、工程管理を行うものとする。なお、自然災害(台風や豪雨等)により工程の遅延が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、その指示にすることによる。

9 品質関係(工事写真)

本工事使用する汚濁防止膜については、カタログ及び試験成績表を提出すること。

工事写真については、各工種、段階毎に工事の進捗が分かるように記録写真を撮影・整理し、完了時は、工事完成書類として、監督員に7部提出しなければならない。

【提出書類】

- ・ 深浅測量成果(事前・事後)
- ・ 土砂投入日報
- ・ 安全監視船(作業監視船)・投入指示船_集計表
- ・ 保守点検管理表
- ・ 工事記録写真 他 関係書類(監督員の指示による)

10 その他

(1) 福岡県有明海では、本工事を含め、覆砂工事が同時期に稼働している為、それぞれの施工場所は、異なるが、土砂投入(土砂運搬時)の際は、一般航行船舶及び他工事の作業船舶の運航調整を図り、海上法規を遵守し、安全対策に努めること。

(2) 土砂投入管理業者は、浚渫土砂投入に当たり、浚渫土砂投入関連工事業者に対して、「協議会」への参加を推奨し、土砂投入に対してのルールを説明・共有し、海上交通災害防止に努めること。